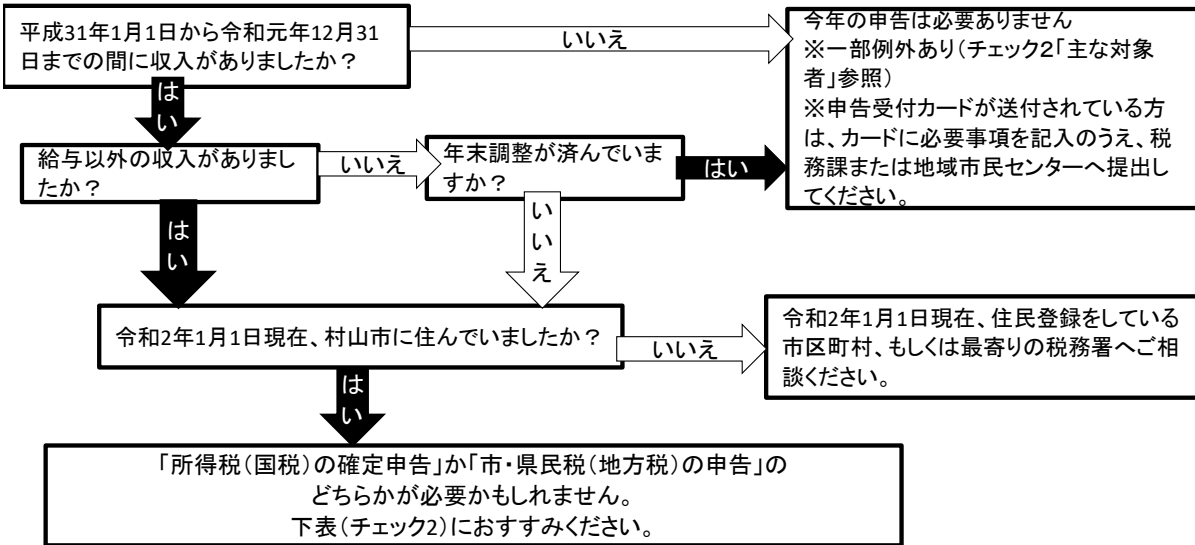


チェック1

申告が必要か確認しましょう



チェック2

あなたはどちらの申告ですか？

所得税の確定申告 主な対象者	市・県民税の申告 主な対象者
ア. 事業所得(農業含)、不動産所得、一時所得、雑所得(個人年金、報酬等)、譲渡所得などがある方で、各所得の合計額が所得控除の合計額を超える方 イ. 給与所得があり、以下に該当する方 ・ 給与収入が2,000万円を超える方 ・ 給与所得以外の所得金額が20万円を超える方 ・ 年末調整されていない給与を受けていた方 ・ 給与を2か所以上から受けていて、年末調整されなかった給与収入とほかの所得金額の合計額が20万円を超える方 ウ. 公的年金等以外の所得金額が20万を超える方、または公的年金等の収入金額が400万を超える方 エ. 年末調整以外の控除を追加する方、医療費控除等の控除がある方	令和2年1月1日現在で村山市に住所があり収入がある方。(下記の市・県民税の申告が不要な方を除く) ※左記で所得税の申告が不要であっても、チェック1で申告が必要となった方は、市・県民税の申告が必要です。 ※扶養親族等申告書等を変更して、各種控除の適用を受けようとする方は、市・県民税の申告が必要です。

市・県民税の申告が不要な方

- ・所得税の確定申告書を提出する方
- ・前年中の収入が給与・公的年金のみで、各種控除に変更がない方

村山税務署で申告してください
申告期間 2月17日(月)～3月16日(月)の平日
 ※市の申告会場でも受け付けます。
 休日の申告は、山形テルサ(山形駅西口)で
 2月24日(月)、3月1日(日)に受け付けます。

市の申告相談会場で申告してください